

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 首藤 洋志

論 文 題 目 会計利益観と認識・測定論の関連性に関する研究
—会計制度の漸進的変化の過程—

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院経済学研究科(教授) 角ヶ谷 典幸

名古屋大学大学院経済学研究科(教授) 野口 晃弘

名古屋大学大学院経済学研究科(教授) 坂口 順也

論文審査の結果の要旨

1. 本論文の概要

(1) 本論文の目的

本論文の目的は、会計利益観（資産負債観・収益費用観）と評価・測定基準（公正価値・歴史的な原価）および認識基準（発生主義・実現主義）との関連性が、(米国)財務会計基準審議会（FASB）がはじめて会計利益観を定義した「1976年討議資料」以降、社会的・経済的・政治的情勢に合わせる形で漸進的に変化してきたことを明らかにすることである。本論文では、2つの対立的な立場、すなわち会計利益観と認識・測定基準との間に有機的な関係は存在しないという立場（「独立説」）と両者の間に密接な関係を認めようとする立場（「結合説」）を分析視座にして、会計制度の漸進的変化の過程が分析されている。

本論文で解明されようとしているのは、おおむね以下の4点である。

第1に、1960年代後半の情報技術の進展により会計諸概念間の種々の組み合わせが可能となり、「1976年討議資料」では「独立説」が提唱されたが、新自由主義やグローバリゼーションの影響を受けて、1990年代以降は市場の論理（出口価値・市場参加者の仮定を重視する考え方）と親和的な資産負債観と公正価値会計の優位性を前提とした「結合説」が提案されるようになったことである。なお、結合説は、2004年に発足した国際会計基準審議会（IASB）とFASBの「概念フレームワーク・プロジェクト」などにみられる立場である。

第2に、資産負債観と公正価値会計の結合関係を是とし、収益費用観と歴史的な原価会計の結合関係を否とする「結合説」は、2001年10月のエンロン社の不正会計事件や2002年9月のFASBとIASBの間で締結されたいわゆる「ノーワーク合意」以降、原則主義、測定基準の特定化（単一測定属性モデル）および市場の論理重視のなかで強化されていったこと、しかしながら、2008年9月のリーマン・ブラザーズ社の破綻に端を発した世界同時不況では公正価値会計の欠陥が露呈し、それを境に、資産負債観を前提としつつも、混合測定属性モデル（公正価値会計の一部凍結と歴史的な原価会計の適用）への回帰を余儀なくされたことである。

第3に、IASBやFASBの金融商品会計基準策定プロジェクトにおいても、上述した漸進的変化が観察できることである。つまり、1990年9月に行われたR. C. Breeden氏（当時の米国証券取引委員会委員長）による金融商品の全面公正価値評価の提案以降、金融商品の公正価値評価および公正価値情報の積極的開示が推し進められ、国際会計基準委員会（IASB）-IASBの前身-やジョイントワーキンググループ（JWG）から金融商品の全面的公正価値評価が提案された。しかし、世界同時不況後の2009年11月に公表された国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」では、企業のビジネスモデルに応じて償却原価（歴史的な原価）と公正価値とを使い分ける混合測定属性モデルが提案されるに至っている。

第4に、IASBやFASBの収益認識に関する会計基準策定プロジェクトにおいても、同様に、漸進的変化が観察できることである。2002年6月にFASBとIASBの共同事業として当プロジェクトが開始したが、当時は、(収益費用観・歴史的な原価会計と整合的な) 稼得過程アプローチに代えて、(資産負債観・公正価値会計と整合的な) 現在出口価値アプローチが提案されていた。ところが、世界同時不況後の2008年12月に公表された討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」では、公正価値会計適用時の未履行契約（未実現利益）の認識などが問題視され、討議資料公表後は一貫して（収益費用観・歴史的な原価会計と整合的な）取引価格アプローチが提案されるようになった。

(2) 本論文の構成と内容

本論文は、以下5つの章から構成されている。

第1章「はじめに」では、研究の動機、分析視座、目的および構成などについて述べられている。本論文では、先行研究との差別化を図るために、「独立説」と「結合説」を分析視座にして、会計諸概念（利益観、評価・測定基準、認識基準）の変遷過程が1970年代後期以降、今日に至るまで長期にわたって分析されている。また、変遷原因を探るために、社会的・経済的・政治的情勢を踏まえた分析がなされている。

第2章「資産負債観と収益費用観に関する独立説から結合説への変容過程」では、会計諸概念（利益観、評価・測定基準、認識基準）が整理されている。具体的には、「1976年討議資料」における資産負債観と収益費用観の定義、当該討議資料において利益観と評価・測定基準との間に有機的な関係は存在しないとする独立説がとられた背景、2004年に発足したIASBとFASBの「概念フレームワーク・プロジェクト」ではエンロン社の不正会計事件に対処するために、経営者の意図の排除を目的とした単一測定属性モデルが志向されるようになったこと、しかしながら2008年のリーマン・ブラザーズ社の破綻に端を発した世界的な金融危機を契機にして歴史的な原価会計と公正価値会計をビジネスモデル（経営者の意図）に応じて使い分ける混合測定属性モデルの適用に回帰した経緯などが整理されている。

なお、IASBやFASBの概念フレームワークにみられるように、一般に、収益費用観に対する資産負債観の優位性が暗黙の前提にされることが多いが、本論文ではそのような二項対立的な立場はとらないことが強調されている。なぜならば、筆者は、資産負債観は事実把握に適しており、収益費用観は利益の原因把握に適しており、両概念は対立関係ではなく補完関係にあるととらえているためである。

第3章「IFRS第9号におけるビジネスモデル概念の役割」では、金融商品に関する会計基準の策定を題材にして、2008年のリーマン・ブラザーズ社の破綻に端を発した世界的な金融危機直後に、IASB（およびFASB）の提案が結合説（資産負債観・公正価値会計）から独立説（資産負債観・混合測定属性モデル）へと変化したことが明らかにされている。

具体的には、まず、1980年代の米国では貯蓄貸付組合(Savings and Loan Association)の倒産が頻発したが、それは貯蓄貸付組合では金融商品や担保不動産の時価の変動が考慮されず、モーゲージ・ローンの評価損失の先送りを可能にする歴史的な原価会計が適用されてきたためであるという主張が紹介されている。また、かかる主張を汲む形で、米国証券取引委員会のR. C. Breeden委員長が1990年9月に開催された上院の公聴会で金融機関の金融商品の全面時価評価を提言した経緯がまとめられている。さらに、米国証券取引委員会のみならず、IASBも金融商品の全面的公正価値測定を支持し、1997年に討議資料「金融資産・金融負債の会計」を公表したことやIASBとFASBの「概念フレームワーク・プロジェクト」および「公正価値測定プロジェクト」では、資産負債観が前提とされ、混合測定属性モデルから測定基準の特定化に向けた諸提案がなされていたことが明らかにされている。

ところが、リーマン・ブラザーズ社の破綻に端を発した世界的な金融危機直後に、公正価値測定が一部凍結されたり、市場の仮定（いわゆる「レベル2」）に代えて、報告企業自身の仮定（いわゆる「レベル3」）が用いられたりするようになった。本論文では、かかる経緯が、米国の「金融安定化法」やIASBおよびFASBの会計基準などに基づいて分析されている。また、2009年にIASBから公表されたIFRS第9号「金融商品」や2016年にFASBから公表されたASU第2016-1号「金融商品」では、ビジネスモデルに基づいて歴

史的原価会計と公正価値会計を使い分ける混合測定属性モデルが適用されていることが示されている。なお、本論文で十分に検討されているわけではないが、IFRS 第 9 号は、裁定取引（付加価値ビジネス）には歴史的な原価会計を適用する一方で、非裁定取引（価格変動ビジネス）についてのみ公正価値会計を適用することを提案する S. Penman 学説と軌を一にするものである。

第 4 章「資産負債観に基づく歴史的な原価会計—収益認識会計基準を手がかりにして—」では、収益認識に関する会計基準の策定を題材にして、2008 年のリーマン・ブラザーズ社の破綻に端を発した世界的な金融危機直後に、IASB（および FASB）の提案が結合説（資産負債観・公正価値会計）から独立説（資産負債観・歴史的な原価会計）へと変化した経緯が明らかにされている。

具体的には、まず、2002 年 6 月に発足した IASB と FASB の「収益認識プロジェクト」では、伝統的な「稼得過程アプローチ」（収益費用観と歴史的な原価会計に基づくアプローチ）に代えて、「現在出口価値アプローチ」（資産負債観と公正価値会計に基づくアプローチ）が提案されていたことが示され、前者に代えて後者が提案されたのは、「概念フレームワーク」に基づいて収益認識に関する画一的な会計処理を導き、経営者の意図（解釈の余地）を排除するためであったと指摘されている。現在出口価値アプローチのもとでは、資産負債観に基づいて、資産の増加または負債の減少の都度、収益が認識されるので、契約上の権利の測定値が未履行の義務の測定値を上回る場合には（未実現の）契約資産が認識されることになる。

ところが、リーマン・ブラザーズ社の破綻に端を発した世界的な金融危機直後に公表された討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」以降、現在出口価値アプローチは提案されなくなり、代わりに「取引価格アプローチ」が提案されるようになった。取引価格アプローチのもとでは、未履行の義務が顧客対価（取引価格）によって測定されるので、その金額と契約上の金額が一致し、契約開始時における（未実現）損益の認識が避けられる。換言すると、取引価格アプローチのもとでは、契約資産や契約負債といった資産負債観を前提にした概念が適用されるものの、履行義務が充足されたときに初めて取引価格のうち当該履行義務に配分された金額が（実現）収益として認識されることになる。よって、本論文では、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」が採用した取引価格アプローチは資産負債観的側面だけでなく、収益費用観（実現主義）的側面も併せ持っているものとして整理されている。なお、このような考え方は資産負債観と公正価値会計の結びつきを前提としていないので、本論文では、IFRS 第 15 号では「新独立説」がとられているものとして整理されている。

第 5 章「本論文の総括」では、会計利益観と認識・測定論の関連性に関する議論が総括されている。また、会計利益観と認識・測定論のあるべき関連性や財務報告のグローバル化やコンバージェンスが推し進められていることを前提にして日本の会計基準設定主体などへの示唆が述べられている。あわせて、残された課題等について述べられている。

2. 本論文の評価

本論文は、以下のような点において評価できる。

第一に、会計利益観（資産負債観・収益費用観）、評価・測定基準（公正価値・歴史的な原価）および認識基準（発生主義・実現主義）に関する研究は数多く存在するが、それらの関連性について正面から取り組んだ研究は少ないことである。本論文では、2つの対立的な立場、すなわち会計利益観と認識・測定基準との間に有機的な関係は存在しないという立場（「独立説」）と両者の間に密接な関係を認めようとする立場（「結合説」）を分析視座にし

て、会計諸概念の関連性が分析されており、先行研究との差別化が図られていると思われる。

具体的には、FASB が 1976 年に公表した「討議資料」から 2001 年のエンロン社による会計不正事件までは混合測定属性モデルを前提とした「独立説」がとられていたが、2004 年に発足した IASB と FASB による「概念フレームワーク・プロジェクト」以降、資産負債観と公正価値会計の適用領域の拡大を企図した「結合説」が提案されるようになったと指摘されている。ところが、2008 年のリーマン・ブラザーズ社の破綻に端を発した世界的な金融危機を契機にして、公正価値会計にはボラティリティ（変動性）増幅効果や信頼性を低下させる効果があるため、資産負債観を前提とするものの、歴史的原価会計を基底に据えた混合測定属性モデルに回帰したことが示されている。

第二に、本論文では、「独立説」と「結合説」を分析視座にして、会計諸概念（利益観、評価・測定基準、認識基準）の変遷過程が 1970 年代後期以降、今日に至るまでの長期にわたって分析されていることである。また、先行研究では十分に議論されてこなかった変遷原因を探るために、社会的・経済的・政治的情勢を踏まえた分析がなされている。

具体的には、1960 年代後半からの情報技術の進展、1970 年代後期以降の新自由主義の影響、1980 年代の米国における貯蓄貸付組合の倒産の影響、2001 年のエンロン社の会計不正事件の影響、2008 年の世界的金融危機の影響などが、資産負債観や収益費用観、包括利益や当期純利益、公正価値や歴史的原価、発生主義や実現主義といった会計諸概念にいかなる変容をもたらしたかを意識しつつ分析がなされている点で評価に値する。

このように本論文は数々の学術的価値を有するが、残された課題もある。

第一に、本論文では二項対立的な議論を避け、歴史的原価会計や公正価値会計といった対立概念を相互補完関係にあると捉えているが、いかなる場合（財務諸表項目）に歴史的原価会計または公正価値会計を適用すればよいかといった両者の線引きの問題については十分な研究がなされているとはいえない。裁定取引（付加価値ビジネス）には歴史的原価会計を適用する一方で、非裁定取引（価格変動ビジネス）についてのみ公正価値会計を適用することを提案するような学説もみられるようになってきたので、現行会計制度で採用されている混合測定属性モデルの論理を今後の研究によって解明することが求められる。

第二に、本論文では会計諸概念の関係性が大きく 3 つのフェーズ、すなわち第 1 フェーズ（1976 年から 2004 年まで）、第 2 フェーズ（2004 年から 2008 年まで）および第 3 フェーズ（2008 年から今日まで）に分けて分析されており、「独立説」から「結合説」を経て、「新たな独立説」の段階に至っていることが示されているが、すべてのフェーズにおいて、歴史的原価会計が基調になっていたことに関する言及がやや不足しているように思われる。第 2 フェーズでは資産負債観と公正価値会計の結びつきを前提とした結合説が推奨されるようになったと指摘しているが、今後は、公正価値会計が適用されたのは特定の金融商品など、ごく一部であったこと――換言すると、歴史的原価会計の堅固性――を踏まえた分析が必要であると思われる。

ただし、これらの課題の指摘は、あくまでも今後の研究をさらに発展させるためのものであり、本論文のもつ学術的価値を損なうものではない。

3. 結論

以上の評価に基づき、われわれは本論文が博士（経済学）の学位に値するものであることを認める。

2020年7月15日

論文審査担当者

主査	名古屋大学大学院経済学研究科	教授	角ヶ谷典幸
委員	名古屋大学大学院経済学研究科	教授	野口晃弘
委員	名古屋大学大学院経済学研究科	教授	坂口順也